

令和7年度第1回 あきる野市こども計画策定・推進委員会
議事要旨

1 開催日時：令和7年7月23日（水） 午後6時30分～午後8時15分

2 開催場所：あきる野市役所 別館3階 第1会議室

3 出席者：委員12人（欠席3人）

4 こども計画策定・推進委員会

（1）開会

（2）挨拶

委員長

本日はお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。先日は活発な意見を賜り、大変勉強になりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

（3）報告

①こども計画策定・推進委員会専門部会の報告について

委員長

それでは、ここからは私が次第に沿って進行させていただきます。

こども計画策定・推進委員会 専門部会の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料1についてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。支援が必要なこどもに関する専門部会においては、「こどもの貧困について」、「こどもの居場所について」、「さまざまな支援が必要なこどもについて」の3テーマについてご意見をいただきました。時間の都合上、いただいた意見を全てご報告することは難しいため、抜粋してご報告いたします。

資料1の2ページ・3ページをご覧ください。こちらでは、「こどもの貧困について」をテーマとして、2つの議題についてご意見をいただきました。まず、【議題①】『貧困状態にあるこどもや家庭の特徴、問題などについて、感じていることをお聞かせください』では、「経済的に困窮している家庭は、経験・体験についても貧困の傾向にあり、こどもの間でも経験・体験の格差が広がっている」といったご意見や、「家計を支えるためにアルバイトをしなければならず、自分のための時間を設けることができない高校生が一定数いる」といった、いわゆるヤングケアラーについてのご意見をいただきました。

家庭の経済的な貧困が、ヤングケアラーやこどもの経験、体験格差などの形で顕在化し、こども・若者の日常生活や人生経験に影響を及ぼしているといった見解、そのほか、ひとり親世帯の養育費や就労

についての課題、保護者に精神疾患のある家庭に関することなど、さまざまな視点から貧困状態にある子どもの家庭についてご意見をいただきました。

次に、4ページ・5ページをご覧ください。【議題②】『貧困状態にある子どもの把握や必要な支援について、ご意見をお聞かせください』では、「個人が抱えている課題が複雑化・多様化するのに伴い、適切な相談先を判断することが難しくなっているため、窓口を一元化することで、支援につなげやすくなると考えられる」といったご意見や、「学校の教員は問題を抱えている子どもを福祉につなげると、その子がどれだけ幸せになるか、というビジョンが見えていない可能性があるため、教育・福祉・医療の三者が連携し、必要に応じて福祉・医療が学校に対して啓発することも必要である」といったご意見をいただきました。

悩みを抱えた方が、迷うことなく支援につながることができる窓口の設置や、学校と福祉間における情報共有・連携の必要性についてご見解をいただきました。一方で、「個人情報保護の観点から、学校で得た子どもについての情報を福祉に共有することについて、保護者に理解をいただく必要性がある」といったご意見もいただきました。

そのほか、貧困家庭の信頼を得て心を開くことができるような支援ができる人材の育成や、分野横断的にアドバイスをしてくれる人材による相談支援など、人材育成を含めた幅広い観点から、貧困状態にある子どもの把握・支援についてご意見をいただきました。

続いて、6ページをご覧ください。こちらでは「子どもの居場所について」をテーマとして、2つの議題についてご意見をいただきました。まず、【議題①】『子どもの遊び場や居場所について、皆さんが身近で見聞きすることや感じていることをお聞かせください』では、「学童や子ども食堂は乳幼児から小学校低学年を中心に利用されているが、成長するに伴ってそのような場所は利用しなくなり、家で過ごす時間が増えていく。つまり、小学校高学年以降の10代には居場所がない」といったご意見や、「児童館は一度帰宅しなければならず、公園は夕方5時には帰宅しなければならないなどの規制が多いため、現状、子どもたちが自由に遊べる場所は少ない」といったご意見をいただきました。

主に市内の子どもの遊び場や居場所が少ないというご意見や、居場所があったとしても、子どもを危険から守るために規則・規制によって足を運びにくい仕組みになっているといったご意見をいただきました。

次に、7ページをご覧ください。【議題②】『居場所がないと感じている子どもに対して、地域でどのような取組が必要だと思いますか』では、「居場所の提供において、大人も子どもも認知している居場所が市内に多数整備され、恒久的に存在し続けることが最も重要である」といったご意見や、「図書館や公民館などの既存の施設を活用し、子どもたちが集まれる居場所として整備することで、新たな居場所の創設につなげられる可能性がある」といったご意見をいただきました。

この議題では、特に市内に居場所を整備することが重要であるというご意見をいただきました。ほかにも、放課後に一度帰宅することなく行ける居場所の整備や、居場所の運営において、市民の主体的な参加を促すような計画書上の表記など、様々な視点から子どものための居場所の整備についてご意見をいただきました。

続いて8ページをご覧ください。「さまざまな支援が必要な子どもについて」をテーマとして、3つの議題についてご意見をいただきました。まず、【議題①】『障がいのある子どもへの支援や虐待の防止等、特に支援が必要な子どもに関するご意見をお聞かせください』では、「被虐待児は胸中を話すこと

で、自身にマイナスなことが起こるのではないか懸念していたり、障がい児の場合は意見表明すること自体が困難だったりする」といったご意見や、「自閉症傾向のある障がい児はこどもの頃に受けたことがトラウマとなり、大人になってもフラッシュバックする傾向があるため、早期に適切なアプローチをすることが重要である」といったご意見をいただきました。

匿名性を保持し、プライバシーに配慮した意見表明や意見聴取によって、障がい児・被虐待児本人の思いを汲み取り、早期に適切な支援につなげることが重要であるといったご意見や、保護者がこどもに障がいがあることを認めることができず、特別な支援を勧めても拒否されるケースなど、特に障がいのあるこどもについてのご意見を多くいただきました。

続いて9ページをご覧ください。【議題②】『今後、外国にルーツを持つ方の増加が予想されますが、どういった取組や支援が地域で必要になると思いますか』では、「近年急激に外国人人口が増えていると感じており、習慣や文化の違いから市民との間でトラブルが生じる可能性がある。それらのトラブルにどこまで行政が対応できるかが課題である」といったご意見や、「国籍や障がいの有無にかかわらず誰でも利用できるインクルーシブな公園の整備を民間業者が行うのは困難であるため、行政に積極的に取り組んでほしい」といったご意見をいただきました。

外国人人口の増加に伴った住民間のトラブルを懸念する意見や、行政主導によるインクルーシブな居場所の整備についてご意見をいただきました。

最後に10ページをご覧ください。【議題③】『その他、普段の生活の中で支援が必要なこどもについて感じていることなどがあれば教えてください』では、「今回のアンケート調査結果からも、性別違和を感じているこども・若者が一定数いるため、そのような人が将来的に生きづらさを感じるためにも、性別・性自認や多様性について学校教育を行うべきである」といったご意見や、「乳幼児期からの早期支援や障がいの特性、性自認・多様性などの概念を親に教育することも重要である」といったご意見をいただきました。

いわゆる性的マイノリティに対しての偏見解消や差別是正のための取組、こどもだけでなく親に障がいや多様性に関する教育の重要性などについてご意見をいただきました。そのほか、ワンストップで支援につながる包括的な窓口の設置や、政治・選挙への関心をもてるような施策の検討など、多角的な視点から支援が必要なこどもについてご意見をいただきました。

支援が必要なこどもに関する専門部会の報告は以上になります。

続きまして、青少年に関する専門部会においては、「ヤングケアラー（若者ケアラー）について」、「地域活動について」、「将来への不安について」の3つのテーマについてご意見をいただきました。こちらも意見を抜粋して報告いたします。

資料2の2ページ・3ページをご覧ください。こちらでは「ヤングケアラーについて」をテーマに2つの議題についてご意見をいただきました。

まず、【議題①】『ヤングケアラーについて、皆さんが身近で見聞きすることがあればお聞かせください』では、「両親が共働きなどの要因で、幼いきょうだいの世話をするために不登校になっているケースがある。ヤングケアラー状態にある高校生が多数おり、その状況を本人は当たり前のことと思い込んでいる様子も見られる」といったご意見や、「幼いきょうだいの世話や、親の看病・ケアなどによってヤングケアラーとなっているこども・若者がおり、不登校や部活動に参加できない、就職に支障をきたすなどの形で問題が表出し、日常生活に影響を及ぼしている」といったご意見をいただきました。

そのほか、学校側からヤングケアラー児童に対して直接的な支援が困難であることや、親子間で家事の捉え方にギャップがあるケースなど、委員の皆様各々の視点からヤングケアラーに関するご意見をいただきました。

次に4ページをご覧ください。【議題②】『ヤングケアラー状態にある若者を把握し、支援につなげるためにはどのような取組が必要だと思いますか』では、「自分が抱えている問題を相談した際に、どれほど自分にメリットがあるかを明確にし、相談してみようと思わせる支援が必要である」といったご意見や、「スクールカウンセラ一面談などを通して、ヤングケアラー児童の早期発見に努めたり、ヤングケアラーの兆候に気づけるように教員の資質向上が必要である」といったご意見をいただきました。

ヤングケアラーの子ども・若者が相談してみようと思えるような雰囲気の醸成や、面談を通じた早期発見、教員の資質向上等による学校側の取組の必要性についてのご意見や、ヤングケアラー状態にある子ども・若者に現状ではない、ほかの生活を送ることができるということを知つてもらうことの必要性、経済的支援をする際の工夫など、幅広い視点からヤングケアラー支援についてのご意見をいただきました。

続いて5ページをご覧ください。こちらでは「地域活動について」をテーマに、3つの議題についてご議論いただきました。まず、【議題①】『近隣の地域活動について、お気づきのことなどがあればお聞かせください』では、「以前より、地域で大人と子どもが関わる機会が減ったと感じており、知っている大人がいないことで地域活動に参加しづらい人が増えているのではないか」というご意見や、「ラジオ体操や地域清掃を開催しても、朝起きられない、部活動があるなどの理由で参加しない、あるいはできない子どもがいる」といったご意見をいただきました。

地域における大人と子どもの関係の希薄化などによって、子ども若者の地域活動への参加が消極的になっていたり、参加しづらい状況にあるといったご意見や、ほかにも、地域活動の情報が保護者宛にメール等で送られることで、子どもへの情報が遮断されているケース、学校の規則で行く場所に制限が設けられている現状など、様々な視点から皆様の近隣の地域活動についてご意見をいただきました。

続いて6ページをご覧ください。【議題②】『若者の地域活動参加を促すことや、孤独感の解消につながる取組について、ご意見をお聞かせください』では、「あきる野市内で地域活動をしている人や団体が一堂に会して、活動内容について展示・紹介するイベントを開催するのはどうか」といったご意見や、「市のイベントに参加している人の中から、地域活動を盛り上げていく中心となる人物を見つけ、活動の輪を広げていくのはどうか」といったご意見をいただきました。

地域で活動をしている人々や団体がつながることによるネットワークの拡大、地域活動の中心人物の発掘についてのご意見や、ほかにもSNSやネット上での地域活動に関する情報発信・広報についての課題や、地域活動の主催団体の高齢化・縮小化など、多岐にわたって地域活動の参加促進についてご意見をいただきました。

次に、7ページをご覧ください。【議題③】『若者が気軽に行くことができる居場所とは、どのような場所だと思いますか』では、「スポーツのパブリックビューイングのように同じ趣味や目的がある人がいる場所であれば、一人でも行くことができ、初対面の人とも交流ができるのではないか」といったご意見や、「校内カフェのような、各々の生徒がやりたいことをして過ごせる、特定の目的がなくとも集まることができる場所があるとよい」といったご意見をいただきました。また、「共通の趣味や目的を持った仲間がいる場所であれば気兼ねなく行けるのではないか」、「特定の目的がなく立ち寄って、“た

「だそこに居てよい場所”であれば気軽にに行くことができるのではないか」といったご意見もいただきました。ほかにも、若者による若者のための居場所整備や、バリアフリーの観点から1階に居場所を設けることで、物理的に誰もが気軽にに行くことができる場所など、様々な視点から若者が気軽にに行くことができる居場所に関してご意見をいただきました。

続きまして、8ページをご覧ください。「将来への不安について」をテーマに、2つの議題についてご議論いただきました。まず、【議題①】『身近にいるこども・若者は、ライフステージ毎にどのような不安や悩みを抱えていると思いますか』において、学生時点では、「進学や就職など、目先の未来が不透明であったり、自分が具体的な展望を持っていないことや、自身の経験が不足していることに不安や悩みを抱えている」、社会人時点では、「収入や生活費、子どもの教育費用などの金銭的な不安や、結婚できるかどうか、将来こどもができた際に育てていけるのかといった、より具体的な不安や悩みを抱えている」といったご意見をいただきました。そのほかにも、SNSでネガティブな情報を目にすることで、不必要的不安まで感じている傾向にあることや、新型コロナウイルスを経験したことによる健康についての不安など、ライフステージを問わずに抱えている不安や悩みもあるといったご意見をいただきました。

最後に9ページをご覧ください。【議題②】『議題①で挙がった不安や悩みを解消するために、どのような取組が必要だと思いますか』では、「家庭の教育方針や経済状況などにかかわらず、経験・体験の機会を提供することによって、こども・若者自身の興味・関心があることを引き出す」といったご意見や、「こども・若者世代に向けて、大人になることや子育てをすることについてポジティブな側面を伝える」といったご意見をいただきました。

経験がないことには不安が伴うため、すべてのこども・若者が等しく同様の体験ができる機会の整備の重要性について意見があったほか、ネット上で見聞きするネガティブな情報を払拭するため、子育てを経験した世代から子育てや大人になることについての生の声を届けるなど、置かれている状況にかかわらずに体験・経験できる環境の整備をすることや、結婚や子育てについての意識改善を図っていくことが必要であるといったご意見をいただきました。

そのほかにも、経済的な充実によって解消される不安もあるということや、親や教員とは異なる立場の大人に気軽に相談できる受け皿の整備など、幅広い観点から不安や悩みの解消についてご意見をいただきました。

青少年に関する専門部会の報告は以上になります。

委員長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。支援が必要なこどもに関する部会について、副委員長から補足がありましたらお願いできますでしょうか。

副委員長

ただ今、事務局からご説明いただき、お手元の資料でもご覧いただけたかと思いますが、青少年に関する部会の内容と密接に関連するテーマもございます。

内容の補足というよりも私の感想となりますが、支援が必要なこどもに関する部会では、こどもに対する支援を一般論として語るのではなく、各部員がこどもたちの生活に非常に近い立場から感じてい

る様々な課題を提起していただき、貴重なご意見を多数頂戴しました。私自身にとっても大変学びになりました。

理想を語るのは容易ではありますが、実際に支援を行うとなると、人的・財政的な制約が大きな壁となっている印象を受けました。限られた人的資源の中で支援をする際に、既存の支援の枠組みをいかに有効に活用するかが重要です。その際、個々の支援を単独で積み上げるのではなく、ネットワークを活用することで、支援を最大化させたものを基盤として、あきる野市に構築できれば素晴らしいと感じております。

補足とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

私から青少年に関する部会について、お話しさせていただきたいと思います。

先日は皆さんで楽しく議論できたと思っております。ありがとうございました。日頃は大学生という限られた年齢層の人々と接しておりますので、皆様方が関わっている幅広い年齢層の状況を知ることができ、大変勉強になりました。

一方で、意見として挙がった課題を具体的な施策に落とし込むには、対象となる方々の置かれた状況や抱える問題が多様であるため、一筋縄ではいかないと改めて感じました。今後、これからどのような施策を構築していくのかを十分に検討し、必要とする方々に確実に支援が届くことを願っております。

②こどもの意見聴取の実施報告について

委員長

それでは次に、こどもの意見聴取の実施報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料3をご覧ください。資料3「学童クラブ・児童館の意見聴取について」のご報告をさせていただきます。こちらは、令和7年6月25日に南秋留学童クラブ及び南秋留児童館利用者の小学1年生から小学6年生、89人を対象に実施した意見聴取の内容となります。

意見聴取の対象・方法・質問内容については、1ページに記載のとおりです。聴取の方法につきましては、資料に記載のとおり、

- ・聴取の説明をするための紙芝居の読み聞かせ
↓
- ・ぬり絵の配布
↓
- ・スタンプラリーカードの配布
↓
- ・少人数に分けてこども政策課職員が意見聴取
↓
- ・隠れサンちゃん探し

という流れで、スタンプラリーカードを使って実施しました。

資料中央のスタンプラリーカードをご覧ください。表面に全部で4つスタンプが押せるようになっております。左から「ぎょうじしつ」は意見聴取にご協力いただけた方、「ぬりえ」はぬり絵をぬっていただいた方、「かくれサンちゃん①」「かくれサンちゃん②」は隠れサンちゃんを見つけた方に対してスタンプを押し、4つのスタンプが押せた方にはサンちゃんのシールをお渡しました。

次に2ページをご覧ください。こちらは意見聴取の流れを図で表したものになります。右上の【行事室】をご覧ください。図のうち★印を職員、●をこどもとしております。職員ひとりで4人のこどもに意見聴取を実施し、出た意見は学年別で色分けをした付箋に書いてもらい、写真のように模造紙に貼り付けました。

3ページ以降については、実際に出た意見となりますので、資料のとおりご報告いたします。資料3についての報告は以上となります。

委員長

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いできますでしょうか。よろしいですか。

委員一同

(意見無し)

(4) 議事

①こども計画（骨子案）について

委員長

次に議事に入ります。こども計画（骨子案）について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

まず初めに、こども計画策定に当たり、「こども」の定義と表記について整理いたしましたので、ご説明をさせていただきます。また、あきる野市のこども計画の名称（案）についてもお示ししたいと思います。まず、資料4-1をご覧ください。この資料では「こども」の定義及び表記についての国の考え方を示しております。「こども」の定義について、こども基本法では、こどもの対象年齢を18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。また、こども大綱では真ん中の図で示しているとおり、

乳幼児期 … 義務教育年齢に達するまで

学童期 …… 小学生

思春期 …… 中学生年代からおおむね18歳まで

青年期 …… おおむね18歳以降からおおむね30歳未満

としており、施策によってはポスト青年期も対象とするとしております。

なお、「若者」については法令上の定義はございませんが、思春期、青年期のものとしております。次に、こどもの表記について、下の四角の中になりますが、国では令和4年9月15日の事務連絡で平

仮名子どもの表記の推奨について依頼文書を発出しております。また、特別な場合を除き平仮名子どもを用いるとし、特別な場合の例を挙げております。

裏面をご覧ください。「(仮称)あきる野市子ども計画の名称について(案)」となっておりますが、あきる野市におきましても、子どもの範囲については子ども大綱を準用し、おおむね30歳未満といたします。また、子どもの表記につきましても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除いて平仮名子どもを用いることといたします。あきる野市子ども計画の名称案につきましては、「あきる野市子ども計画」といたします。

続きまして、子ども計画(骨子案)について、説明させていただきます。資料4をご覧ください。

はじめに、目次では、第1章から第5章と資料編の構成となっておりますが、本日は第1章と第3章の説明と第4章の構成について説明をさせていただきます。第2章につきましては、市の現状に関するデータやアンケート調査結果、子どもの意見聴取の実施内容を掲載予定としております。

また、第5章につきましては、計画の推進体制などについて掲載予定としております。説明は以上となります。

委員長

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

委員

今の時間は骨子案全体についての質疑の時間でよろしいですか。

委員長

そうですね。

委員

骨子案の4ページの上に体系図について掲載を予定しておりますということで空欄になっておりますが、資料4-2の計画の位置付けの体系図(案)が掲載される認識でよろしいでしょうか。

もう一つ、8ページのあきる野市子ども支援施策の展開と、資料4-4にほぼ同じような形のものがあつて、これはどのような意図で2つあるのかをお聞きしたいと思います。

事務局

4ページの体系図につきましては、ご質問の通り資料4-2の上の図で表しているものを掲載予定しておりますが、今はまだ案の段階ですので、皆様からご意見をいただき、変更等させていただきたいと思います。

8ページと資料4-4につきましては同じ内容ですが、説明用として資料4-4をつけさせていただいております。

委員長

そうしましたら、資料4-2から4-4までご説明いただいた後に、皆様からご意見をいただいたほうがよろしいでしょうか。

それでは資料4-2から4-4も含め、途中を切らずに全体的にご説明いただき、ご意見があればお願ひいたします。それでは事務局、お願ひいたします。

事務局

それでは、説明させていただきます。

まず、骨子案の第1章について説明をさせていただきます。資料4の1ページ「計画の趣旨・背景」をご覧ください。

こちらにつきましては、近年の社会情勢等を踏まえて記載をしております。今後、基本理念や方向性等が決まりましたら、内容を修正していきたいと思います。

続きまして2ページ、計画の位置付けをご覧ください。あきる野市こども計画は、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含して作成いたします。また、こども基本法などの関連法令を、その下に記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。先ほどご指摘いただきました体系図を掲載予定としております。資料4-2をご覧ください。

体系図（案）ですが、あきる野市こども計画は、国こども基本法やこども大綱、都こども未来アクションなどを勘案して作成しています。また、最上位計画である第2次あきる野市総合計画をはじめ、あきる野市地域保健福祉計画と整合性を図るとともに、ほかのこども施策に関する計画との連携を図っていく体系図（案）となります。

また、体系図（案）の下は、あきる野市こども計画を理念計画とし、策定していく説明となっております。一番下の左の図をご覧ください。こちらは、個別計画の例として【あきる野市子ども・子育て支援総合計画】の一部を抜粋したものです。こどもや子育てに関する現状や課題に対して、府内の各担当部署で取り組む内容を施策として細かく記載している計画となります。

同じく個別計画として、若者の自殺対策に関し細かく記載している「あきる野市自殺対策推進計画」、障がい児に関し細かく記載している「あきる野市障がい児福祉計画」等がございます。あきる野市こども計画は、これらの各個別計画等に記載されている全てのこども・若者の育ちを支援する施策を総合的に推進していくための理念計画として、作成を進めたいと思っております。

下の右の図にある理念計画の例として、【あきる野市地域保健福祉計画】の一部を抜粋しております。この計画は、各分野別計画における施策を推進していくための理念計画となっております。

続きまして、資料4の4ページ「計画の対象」をご覧ください。

先ほど資料4-1でご説明させていただきましたとおり、こどもは0歳からおおむね18歳までとし、若者はおおむね18歳からおおむね29歳までといたします。また、子育てをしている保護者や、子育て支援にかかわる関係機関等についても計画の対象といたします。

現在、計画の対象には「おおむね0歳」と記載しておりますが、こちらの「おおむね」は削除し、18

歳の前に「おおむね」を追加したいと思います。そのほか、文言や表記の整理が必要な箇所がございまして、今後修正をさせていただきたいと思います。

続きまして、5ページ「計画の期間」をご覧ください。

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間といたします。また、次期改定する令和12年度からの計画につきましては、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」の包含の是非など、必要な調整を行っていく予定です。

続きまして、同じく5ページ「SDGsの推進について」をご覧ください。

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標となっております。令和12年を達成年限とし、現在、社会・環境などに関わる17のゴールと169のターゲットから構成されております。本計画におきましても、今後、関連目標を挙げて掲載していきたいと思います。

続きまして、第3章となる「基本理念（案）」について説明をさせていただきます。

資料4-3をご覧ください。「第2次あきる野市総合計画」の基本理念、「地域保健福祉計画」の基本理念、「子ども・子育て支援総合計画」の基本理念を参考に記載しております。

基本理念を考えるに当たっては、まず真ん中の左の四角に記載しております、今まで実施したアンケート調査や意見聴取から、こども・若者の意見を集約した主なワードをもとに、真ん中の四角の中、基本理念に込みたい要素を挙げさせていただきました。

右の四角につきましては、こども大綱が目指している、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を記載しております。これらの内容から、こちらの資料には記載しておりませんが、全てのこども若者が夢や希望を持って自分らしく幸せに生活できる姿を目指しまして、基本理念（案）を2つ出させていただきました。

基本理念案①では、『地域全体でこども・若者の育ちを支え 未来を創る こどもまんなかのまちあきる野』、基本理念案②では、『未来を担うこどもや若者たちが自分らしく 豊かな自然のなかで地域とともに育つまち あきる野』としております。

基本理念案①は、地域全体の協力や連携のもと、こども・若者が夢や希望に満ちあふれ、幸せな生活が送れる、明るい未来の創造を表現しております。基本理念案②では、すべてのこども・若者が自分自身を表現し、自分らしく成長でき、未来を切り開いていく様子や、あきる野市が持つ豊かな自然の中で地域と一緒に、心身の豊かさが育まれることを表現しております。この基本理念案について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

続きまして「基本目標（案）」についてご説明させていただきます。資料4-4をご覧ください。

こちらは「計画の全体像」となり、一番左から基本理念、目標、目標に対する施策の記載となっております。

基本目標（案）については先ほども説明をさせていただきましたが、基本理念の考え方により、全てのこども・若者が夢や希望を持って、自分らしく幸せに生活できる姿を目指し、アンケート調査やこどもの意見聴取での課題を踏まえ、設定をさせていただいております。

また、令和6年度第2回会議での資料4でご説明をさせていただきましたとおり、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」に基づきまして、まず基本目標1では、ライフステージを通じた重要事項として、目標（案）を「こども・若者の意見を尊重し 健やかな育ちを支援」としております。

基本目標2では、「ライフステージ別の重要事項」といたしまして、目標（案）を「ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援」としております。基本目標3では、「子育て当事者への支援に関する重要事項」といたしまして、目標（案）を「子育てをする全ての方への支援」としております。

続きまして、第4章の構成について説明をさせていただきます。戻りまして、資料4の8ページをご覧ください。こちらは計画全体像の記載ページとなっております。

9ページをご覧ください。ここからは「施策の展開」となります。まず、先ほど挙げました3つの基本目標ごとに、現状と課題を記載し、関連する統計データ等を掲載する予定です。次に、各施策の方向性と主な取組の掲載を予定しております。

こちらに記載の施策1「こども・若者を主体とする取組の推進」につきましては、資料4の8ページに戻っていただきまして、基本目標1の施策1と合致するようになっております。この施策ごとに方向性と主な取組を記載させていただきたいと思っております。

計画書の構成についての説明は以上となります。

委員長

ありがとうございました。それでは、資料4、そして資料4-1から4-4について細かくご説明いたしましたが、何かご意見はありますでしょうか。

先ほどの「こども」の表記についてですが、社会学の分野では「子」のみを漢字で書き、「ども」を平仮名で表記することが一般的です。しかし、政府資料においては、従来は漢字で記されていた箇所が突然平仮名表記に変わることもあり、資料作成時には表記を統一するか否かで悩むことがあります。実際、今回の資料内にも「子ども」と漢字で表記されている箇所と、「こども」と平仮名で表記されている箇所が混在していました。どのように使い分けるべきか、いっそ全て平仮名で統一すべきかなど、単なる感想ではありますが、表記の選択は悩ましい問題だと感じております。

委員

資料4-1の裏面に、子どもの範囲について、子ども大綱でおおむね30歳未満というところで、「本市においても子ども大綱に示された子どもの範囲に準用」とあるのですが、骨子案4ページの計画の対象には「子どもは18歳まで」と記載されています。整合するのでしょうか。

先ほどのご説明ですと、「若者は子どもの中に被る」という表現をされていたので、本来だったらこそこそ「子どもは0歳から30歳未満、その中で若者は…」というような表現になるかなと思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

資料4-2の連携の中心に「あきる野市こども計画」が書かれていますが、その下の矢印の連携枠の中、マスタープランの「ン」が、おそらく抜けていると思われます。よろしくお願ひします。以上です。

事務局

ご指摘いただきました子どもの範囲につきましては、骨子案4ページの方に「計画の対象」として掲載しておりますが、当該箇所は再度文言の整理・修正等をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料4の2、「ン」が抜けております。ご指摘ありがとうございます。

委員

修正をされるというお話がありましたが、計画の対象となる人は0歳から29歳で変わりないという認識でよろしいですか。

事務局

基本的には29歳までとさせていただきますが、国の指針でも「ポスト青年期」と位置付けられ、施策によっては40歳未満までを対象とするケースも想定されます。

委員

今回策定するのは、あきる野市こども計画ですが、今さらの意見になるかもしれません、18歳から29歳ぐらいの方がこの計画の対象に含まれていますが、その世代の方が「こども計画」といわれたとき、自分たちが対象となる計画と認識するかを疑問に思っており、こども大綱の中でも「子ども・若者計画」などの記載があると思いますが、「あきる野市こども・若者計画」にしないのは何か意図があるのでしょうか。この点をお伺いしたいです。

また、基本理念と基本目標について、どの程度本会議で話し合えるのか、基本目標はこれで、基本理念（案）はどうで、という点を今回話し合えるのかが不明瞭だったので教えていただきたいです。

事務局

現在、あきる野市では、国の計画・方向性に基づいて平仮名の「こども」という形を使い、『こども計画』としての策定を図っているところではありますが、ご指摘にありました「子ども・若者計画」としている市町村も中にはございます。この点につきましては、「国の形に沿う」ということも含めて委員の皆さんにご議論いただき、ご意見をいただけるとありがたいなと思います。

委員

基本目標から施策に降りていく際にも、「こども・若者を主体とする取組の推進」や、「こども・若者の居場所づくりの推進」など、「こども・若者」と続く施策の整理の仕方が多いと思いますので、対象に若者が入っていることと、若者が、自分に向けられている、自分が主体とされている施策などと、一目でわかるとよいと感じました。

事務局

いただいた2つ目のご質問ですが、今回お示させていただきました基本理念等につきましては、あくまでも案でございますので、この場で委員の皆様からご意見をいただければ、大変ありがたいと思っております。

委員長

ほかの方々は、ご意見等ありますでしょうか。

委員

骨子案の8ページですが、施策が並んでいる中に、「就職」や「就労」等の文言が記載されておりませんが、資料4-4では、課題の欄に進学・就職支援とあります。若者も対象ということですので、進学・就職支援に関する文言を入れた方が分かりやすいのかなと思いました。

あともう一点、あくまでも感想ですが、基本目標3の施策3「男性の家事・子育ての主体的な参画促進」というのはかなり攻めた表記だと思いました。

副委員長

あえて、「男性の」という表記を使ったのでしょうか。

事務局

国が示す指針においても「男性の」と明記してあるので、その表記を使わせていただいたというところもございます。

副委員長

その表記は今後変わっていくと思います。

「男性」「女性」の表記が今後どうなるのか。計画を策定したら今後も残っていくため、表記について少し考えた方がよいかなという印象を抱きます。

国がこども家庭庁を設立し、こども中心の社会の構築や少子化進行の阻止などの多様な意味で「こども中心」として、年齢で区切らず、発達過程にある人を「こども」と捉える考え方は、これから皆が共有すべき理念と思っています。「若者」という表記はせずに、上記のような「子どもの定義」を計画書の前文で十分に説明した上でこども計画を理解していただき、「こども」が社会へと巣立つまでのプロセスを地域で育んでいくことを市民に訴求し理解していただくためには、「こども・若者」の表記の箇所は「こども」表記にしてしまうのも一つの考え方であるのではないかと、先ほどの質疑応答を見て感じました。

それから、基本理念のところで、案①と案②がありますが、これらは事前の委員会などで協議された案が議題として挙げられていると理解してよろしいですか。

事務局

府内で協議をした結果の案となっております。

副委員長

市の方針としての案ということですね。こども計画の理念として「〇〇のまち あきる野」というフレーズを聞いたときに違和感を覚え、「こどもをどのように育てていくのか」という取組の方向性を表記した理念のほうが、腑に落ちると思いました。

理念の中身ではなく、表現に関する意見になりますが、「〇〇なまち あきる野をつくる」というまちづくりの理念なのか、「こどもを大切に育てる社会をつくる」という理念なのか、理念の方向性について丁寧に議論すべきだと感じています。府内でご協議いただいた際に挙がった課題を共有いただき、本

委員会等で理念について意見交換ができればと思ったのですが、皆さんいかがでしょうか。

事務局

ただ今いただいたご意見につきまして、実際に府内の会議の中でも、「どういったまちをつくっていくか」という観点から今回の案を提示しましたが、「将来的にあきる野市こどもをどのように育てていくのか、どのように育ってほしいのか」を理念として掲げるべきではないかとの意見も挙がりました。そうした点も踏まえ、ぜひ委員の皆様からもご意見をいただければ幸いです。

委員

副委員長がおっしゃったように、基本理念や基本目標について同様の点が気になっていました。国こども大綱や東京都の計画においても目指す姿は定められており、もちろん、あきる野市こどもたちは対象に含まれています。市の計画としては、資料4-3の中段左枠「意見聴取で集約したワード」やこどもの意見聴取で得られた意見、あきる野市の現状を議論した委員の意見などが大事になってくると考えています。

こども大綱の趣旨を踏まえながら、各市町村が独自に計画を作成すべきとの方針があると思われますが、国のガイドラインを形式的に落とし込んだような基本理念や基本目標で計画を策定してしまうと、市民が積極的にパブリックコメントを寄せる動機づけにはつながらないのではないかという懸念を抱きました。

市民の意見を反映し、あきる野市らしい基本理念をしっかり議論して決定し、その上で最終的なアウトカムの実現に向け、目標や施策、進行プロセスについて話し合っていくことが重要であると考えております。

委員長

ほかにはいかがですか。

ほかにご意見がなければ資料を遡り、述べたいことがあります。社会学者として、骨子案8ページの「男性の家事・子育ての主体的な参画促進」には、やや問題があると思います。近年はLGBTQに関する課題も注目されていますが、「男性」と限定してしまうとどうしても“(女性の)手伝い”的なニュアンスが残り、男性も家事・子育ての当事者であるという意識が希薄になるおそれがあります。

それから、副委員長とは意見が異なりますが、「こども」という言葉に対して、多くの人々は、ケアを要する、保護下にある、自立していない、というようなイメージを抱くと思います。一般論として、20代の人は「こども」に含まれないと想いますので、「こども」という言葉で指標を掲げた際に、“こどもについてだから関係ない”と捉えられ、計画書を手に取ることもなく、関心も示さない可能性があります。

もし、「こども」の表記で今後も進めのであれば、副委員長がおっしゃったように、計画書内の目立つ箇所に、「こどもというのはこういう人が対象だ」ということを表記するということが必要だと思います。

現状の骨子案を見ると、大部分が「こども・若者」と表記されています。内容を読むか読まないかは別問題として、「若者」という言葉を入れることで、計画書を見た20代の人たちが“自分たちへのメッ

セージでもある” ということを捉えやすいと思います。

繰り返しになりますが、「こども」表記で進めるのであれば、計画書の目立つ箇所に誰が対象なのかの説明を、それが困難な場合は「こども・若者」の表記のほうが、より届くのではないかと思います。

基本理念（案）については、個人的に納得できたので、ここは皆さんで改めてご検討いただく方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

また、もしもキャッチフレーズ的な方向にするのであれば、現状の2案はいずれも長いと感じます。私が所属する大学でも、新しいカリキュラムを考える際にキャッチフレーズを検討しますが、長い案を好む人もいれば、キャッチフレーズのように短い案のほうがよいと考える人もいます。

そのため、キャッチフレーズとして簡潔にまとめるのか、またはもっとしっかりととした基本理念として記載するのか、その方針を明確に区別したほうがよいのではないかと思いました。

委員

先ほど委員長から、「こども・若者」と併記することについてお話をありがとうございましたが、20代の立場からすると、自分が「こども」に含まれているのかと言われると、実感が湧きません。指標に「こども」とだけ書かれていた場合、その部分にはあまり注目せず、流してしまうと思います。ですので、「こども・若者」と併記されている方がよいのではないかと思います。

また、基本目標2において「子どもの誕生前から幼児期の支援」、「学齢期・思春期の支援」、「青年期の支援」と3つに分かれ、8つの施策が入っています。施策1・2は乳幼児期を対象としている一方で、施策7・8は若者を対象としているため、これらの表記すべてを「こども」としてしまうと、イメージしづらく、分かりにくくなってしまう懸念もあると感じたため、その点も踏まえて検討していただければと思います。

委員

中ポチ（・）は恐らく、“前後の単語が同等”の意味だと捉えています。そう考えた際に、資料4の8ページ、施策3の「共働き・共育ての推進」だと、“共働きを推進する”と捉えるかと思います。「共育て」という言葉の中に、男女問わずに主体的にこどもを育てるという意味が込められていると思いますので、「共育ての推進」に違和感はありませんが、「共働きの推進」は少しおかしい気がします。

先ほどから議論されている「こども・若者」という表記についてですが、「こども」と「若者」は分かれているイメージがあります。併記で進めるのであれば、「こどもを支援するために、併せて若者も支援していく」という全体像は理解できますが、実際には若者を対象とした施策がやや薄いのではないかとも感じます。

その点を踏まえると、「こども・若者」と同列に併記することの意味について、もう一度考え方直した方がよいのではないかと思いました。

委員

皆さんの意見を拝聴しまして、この8ページでこども・若者を併記するのであれば、こども計画全体を「こども・若者」と表記るべきだと思います。もし「こども」に若者を含めて位置付けるのであれば、「こども」表記でもよいと思いました。

加えて、「共働きと共育ての推進」の表記や「男性の家事」についても、男性だけを特筆する必要はないと思いますし、市で「共働き」を推進しているのではないと捉えています。

「共働き」と表記した意図を教えていただけますでしょうか。共働きに対して支援をする方針なのでしょうか。

委員

「男性の家事」についてですが、国の方針として「男性の～」と記載があるというのは一つあるとは思いますが、全国的な方針は置いておいて、あきる野市として「男性の～」という施策や事業などを強く打ち出したいのかどうかを検討したほうがよい思います。

委員長

共働きを推奨する方向なのでしょうか。

私自身、学生から「働き続けた方がよいですか」、「専業主婦（夫）になりたいのですが」といった相談をよく受けます。私は「絶対に働きなさいとは言わないけれど、私の経験から言えば、働き続けてよかつたことの一つは、この年齢になって自分の判断で自由にお金を使えることです」と答えると、学生たちも「そうですね」と妙に納得していました。

現在、日本社会では共働き世帯が半数を超えていました。これから時代は何事もリスクの多い社会であり、離婚の正確な統計は手元にありませんが、様々なデータから勘案すると、夫婦のおよそ3分の1が離婚していると推察されます。そのような状況を考えると、やはり専業主婦になるリスクは大きく、「働き続けた方がよい」という話を学生にはしています。

ただし、もちろん労働を強制することはせず、最終的には「あなた自身が考えるべきことです」とも伝えています。このような助言と本人の判断を尊重するという両立は少し難しいところだと思います。

委員

共働き・片働きなどの夫婦の労働状況や、男女のどちらが家事を担当しているかなどにかかわらず、「主体的に子育てに関わる人を増やす」、「夫婦の一方に負担が偏らない環境をつくる」ということが伝えたいこと、必要なことだと捉えています。議論を拝聴していて、親だけではなく、子育ての主体を増やしていくことにフォーカスを当てて、施策3を再度検討するのがよいと思いました。

委員長

事務局からこの時点で何かございましたらお願ひします。

副委員長

事務局に確認ですが、基本目標1・2・3と施策の構成になっていますが、現時点で施策を増やす、減らすことは難しいでしょうか。

事務局

今の段階でも可能です。

副委員長

施策を見ていると、すぐにイメージが浮かぶ施策もあれば、具体性に欠ける施策もあるので、施策の表現や目標設定が具体的になれば、今後変わりそうな施策がいくつかあります。

今後の検討課題だとは思いますが、例えば目標1の施策1「こども・若者を主体とする取組の推進」において、“主体とする取組の推進”とは具体的に何を想定しているのかが分からず、このままで施策をつくれるのか疑問に感じます。漠然としている施策と目標2の施策4「こども・若者の居場所づくりの推進」のように明確でイメージしやすい施策が混在している印象があり、後で施策を詰めていく際にどうなるか、今の段階で懸念があります。

事務局としては、これらは議論を経てもまだ検討の余地がある仮案として捉えているのか、それともすでにかなり固まった段階の案なのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

事務局

事務局でも方向性はある程度固まっておりますが、修正不可能ではございませんので、ご意見をいただき、変更等をしていきたいと思います。

委員長

様々な意見が挙がりましたが、事務局で持ち帰って検討していただき、再度その結果をご報告いただく、というほうがよろしいですか。

事務局

まず、「こども」および「こども・若者」についてですが、前提条件として、この「こども」に含まれる若者の範囲は、30歳未満のすべての方を対象とするものではありません。あくまでも「心身の発達の過程にある方」を想定しています。

したがって、同じ28歳であっても、ご結婚され家庭を持たれている方は対象から外れる可能性もある一方で、心身の発達の過程にある方は対象となる場合があります。

このような意味で、「若者」という表現をどのように用いるのか、その点についてもぜひご意見をお聞かせいただきたいと思います。

また、施策・基本目標・理念についても、様々なご意見をいただきましたので、こちらでも改めて検討させていただきたいと考えております。

ただし、スケジュールを確認したところ、次回の委員会開催はかなり先になる見込みです。そのため、その前に、例えば「このような案はどうか」といったご意見やご提案がありましたら、対面形式、もしくは書面開催など、何らかの方法でお寄せいただく機会を設けたいと思います。

この点についてご異論がなければ、そのような形で進めさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長

いかがですか。よろしいですか。

委員

質問があります。資料4-4の基本目標2の「子どもの誕生前から幼児期の支援」について、施策1は「妊娠期から乳幼児期にかけた切れ目のない支援」、施策2は「子どもの誕生前から幼児期の子どもの成長の保障と遊びの充実」となっていますが、「子どもの誕生前」が指す期間は、妊娠中でなく、結婚して（妊娠前）からということですか。この表現が何を指しているのか教えていただきたいと思いました。

事務局

子どもを身ごもるということについては、自分の体を大切にしながら、どのような経緯で妊娠し、子どもを大切に育てて誕生させるのかということを、その段階の前から子どもたちに教える「プレコンセプションケア」という取組があります。

つまり、「プレコンセプションケア」の分野が当該施策に含まれており、子どもたちにその大切さを教えていくことの重要性が示されております。

副委員長

そのテーマは非常に重要ですが、「子どもの誕生前」の枠組みにおさまりにくいと考えています。妊娠・出産というプロセスは、若年層では思春期や青年期の支援と重なり、施策のどこにカテゴライズされるか見たとき、「子どもの誕生前から幼児期の支援」に馴染まないと思います。若年層が出産するときの支援はとても重要だが、これらの施策に落とし込めない、そんな構造になっています。

では、どの施策にカテゴライズされるかというと難しく、子どもが成長発達の途上であれば20歳を超えていても「子ども」に含まれますが、16～17歳で妊娠して親になる場合、いわゆる「子どもが子どもを産む」ことになります。こうしたケースへの支援は非常に重要なと思いますが、現行のカテゴライズでは、なかなか該当する施策に落とし込みにくいスキーマになっていると感じます。

したがって、従来の発達段階による区分に当てはめる方法もありますが、それとは別に、先ほど申し上げたプレコンセプションケアのテーマや若年妊娠、さらには若年層の妊娠から派生する虐待といった、非常に深刻な課題についても包括的に支援できるような枠組みが必要です。

こうしたテーマを基本目標1・2・3のいずれに位置づけ、どの施策項目に該当させるのかについては、今後の検討課題になると考えています。

事務局

本件につきましては、改めてご説明させていただきたいと思います。現在の「プレコンセプションケア」の取組範囲は大変広く、幼児期から「自分の体を大切にする」という観点を教えていくことも含まれます。子どもの発達段階ごとに、小学生・中学生・高校生と年代に応じてアプローチの方法も変わってきます。そのため、幅と年代層の広い取組となります。整理や工夫を行い、分かりやすくご説明できるよう努めたいと思います。

また、先ほど説明しました、「若者」の前提条件について、補足させていただきます。

先ほどの説明において、例えば28歳で成人し家庭を持たれている方は、特に支援が必要ないというような話もありました。しかし、場合によっては子育てに悩みを抱える28歳の方もいらっしゃいます

ので、そのような方も含めた形で支援していきたいと考えております。補足は以上です。

委員長

それでは、今後の進め方については、先ほど申し上げたとおり、対面もしくはメール等で対応するということでおよろしいでしょうか。

委員

「妊娠期から乳幼児期にかけた～」という部分は、現在、基本目標2に含まれていると思います。一方で、基本目標3は「子育てをする全ての方への支援」となっており、こちらは子育て、教育、地域による子育てなど、ライフステージで区切らずに子育て全般を包含していると感じます。例えば基本目標3に移す、あるいは現在の施策の枠組みを見直す形にしたほうが、当該内容を盛り込みやすい場合もあると思います。そのような方向でご検討をお願いいたします。

②その他

委員長

それでは時間も迫っておりますので、議事の②その他に移りたいと思います。何かありますでしょうか。

委員一同

(意見無し)

(5) その他

委員長

事務局から何かございましたらお願いできますでしょうか。

事務局

今回の会議につきましては、先ほど説明した通り、本日いただいた意見を整理のうえ、書面開催とするかも含めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいいたします。

委員長

そのほか、皆さんの方から何かございますか。

委員一同

(意見無し)

委員長

よろしいでしょうか。

それでは、最後に閉会に当たり、副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

副委員長

本日は活発な議論をありがとうございました。今回は、この資料で骨子案を初めてご覧いただいた段階ですので、ぜひお目通しいただき、事務局までご意見をお寄せください。今すぐに思い浮かばないアイデアも、時間が経つことで言葉になり、表現できるようになるかもしれません。これから骨子案を練っていく中で、理念から施策に至るまで、次回会議までにご意見をご準備いただければと思います。

事務局におかれましても、本日ご提示いただいた骨子案に対し、さまざまな課題が見えてきたと感じます。今後の計画案の作成・検討に向けて、引き続きご尽力をお願いいたします。

本日、遅い時間までご参加いただきました委員の皆さん、誠にありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。本日は皆さんから闘争なご意見をいただき、大変参考になりました。今後ともご協力をよろしくお願いいいたします。それでは、事務局にお返しいたします。

(6) 閉会

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、あきる野市こども計画策定・推進委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。